

板橋区道路占用物件移設補償要綱

(昭和63年8月1日 区長

決裁)

(平成9年11月1日 一部

改正)

(目 的)

第1条 この要綱は、道路管理者が施行する道路工事等により必要を生じた占用物件の移設について、その手続きの合理化及び移設に伴う損失の適正かつ妥当な補償の確保を図ることにより、道路に関する事業の円滑な遂行に資することを目的とする。

(補償の原則)

第2条 道路法（昭和27年法律第180号。以下「法」という。）第71条第2項の規定に基づき移設を命じ、又は、依頼した場合における補償については、次の各号に定めるところによる。

- (1) 道路工事（道路本体及び道路付属物の新設、改築又は修繕に関する工事をいう。以下同じ。）の施行に伴い支障となる占用物件の移設は、法第71条第2項第1号該当として処理し、移設費の補償は行わない。
- (2) 道路工事と鉄道工事等他の工事とが同時に施行され、占用物件の移設の必要を生じた原因が両方の工事にある場合は、道路工事に係るものは法第71条第2項第1号、他の工事に係るものは同項第3号に該当するものとする。
- (3) 道路工事を施行する道路管理者と異なる他の道路管理者が当該工事の施行に伴い占用物件の移設を命じ、又は依頼した場合は、法第71条第2項第1号該当として処理する。
- (4) 都市計画事業として道路工事を施行することに伴い支障となる占用物件の移設は、当面法第71条第2項第1号該当として処理する。

(移設補償を要するもの)

第3条 法第71条第2項第1号に該当する道路工事が原因となる移設であつて、占有者に移設費を負担させることが著しく受忍の義務の限度を越えると認められるものは、第2条第1号の規定にかかわらず、次の各号に該当する場合に限り、当分の間、その移設費の一部又は全部を補償するものとする。ただし、占用許可当時に将来移設を必要とす

ることが相当程度具体的に予測できるものについては、この限りではない。

- (1) 移設費の50パーセントを補償するものは、次にかかげる工事の一つに起因して生じた大規模な移設工事でその移設費が基準移設工事額を上廻る場合の当該上廻る移設費の金額とする。

ア 道路と道路の立体交差工事

イ 共同溝工事（共同溝整備等に関する特別措置法に基づくものに限る。）

ウ 道路管理者の行う地下道工事

- (2) 移設費の全額を補償するものは、道路工事に先行して新設した占用物件で計画変更によって2年以内に移設の原因を生じたもの又は、道路工事が原因となって占用物件を移設したのち、計画変更によって2年以内に再移設の原因が生じたものとする。

- 2 基準移設工事額は、物価上昇との調整を図るため必要に応じ改訂するものとする。

（道路工事の設計施行上の合理化）

第4条 道路工事の設計に当たっては占用物件の無用の移設工事を生じないよう事前に十分調査し、移設を行わせる場合にも、時期、工法、移設位置等適切に指示して、最小の費用で効果的に施行できるよう努めるものとする。

また、計画変更等が生じた場合には、速やかに移設工事（先行占用工事を含む）の施行者に連絡するものとする。

- 2 占用物件の移設を必要とするときは、次にかかげる各号の事項を記載した文書により命令し、又は依頼するものとする。

(1) 事業名

(2) 事業年度

(3) 移設期限

(4) 移設物件

(5) 根拠

（移設により新たに占用物件となるものの措置）

第5条 道路工事の施行に伴い支障となる物件で、道路区域外から道路区域内に移設するものについては、移設費の50パーセントを補償する。この場合における移設費には、当該移設によって影響を受ける道路区域内における移設に要する費用を含むものとする。

（予算措置等）

第6条 補償は、その対象たる移設工事が完了した後、当該占用者から補償の請求があつ

たものについて行う。

- 2 補償の額の査定に際し必要な資料は、請求人に提出させるものとする。
- 3 要綱第3条第1項第1号に関する補償請求に対しては、内容査定の結果、移設工事費が基準移設工事額に満たないとき等、補償の必要がないと認められる場合は、理由を付し、文書によりその旨を請求人に通知するものとする。

(補 則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、別に定める「実施細目」により行うものとする。

付 則

- 1 この要綱は、昭和63年8月1日から施行する。
- 2 この要綱は、移設工事が完了した日から1年以内に第6条第1項の請求がなされなかつたものについては適用しない。
- 3 東京都板橋区道路占用料等徴収条例（昭和47年板橋区条例第23号）に定める道路占用料を全額免除されている占用者に係る補償については、第3条第1項の規定は適用しない。
- 4 日本電信電話株式会社に係る補償については、昭和65年度よりこの要綱を適用する。

付 則

- 1 この要綱一部改正は、平成9年11月1日から施行する。
- 2 日本電信電話株式会社に係る補償については、「『日本電信電話株式会社に係る道路の占用物件等の移転等に要する費用の負担に関する覚書』記1ないし3」の規定を準用し、この要綱は適用しない。